

# 那 霸 市 公 報

第 1 3 6 9 号  
毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行  
発 行 所  
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号  
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

## 目 次

### 公 告

保留地の一般公開抽選処分について(小禄南区画整理事務所) .....	384
全国市有物件災害共済会の事業経営状況について(管財課) .....	388

### 水道局規程

那霸市水道局契約事務規程の一部を改正する規程 .....	389
------------------------------	-----

### 教育委員会告示

社会教育優良団体及び功労者の表彰要綱の一部を改正する要綱 .....	390
------------------------------------	-----

### 選挙管理委員会告示

選挙人名簿登録の抹消について .....	390
----------------------	-----

**公 告**

**那覇市公告第44号**

平成15年7月3日

掲 示 済

**保留地の一般公開抽選処分について**

保留地（墓地、宅地）を一般公開抽選により処分するので、那覇広域都市計画事業土地区画整理事業の保留地処分に関する規則（昭和57年那覇市規則第10号）第2条の規定に基づき、次の事項を公告する。

那覇広域都市計画事業  
小禄南土地区画整理事業  
施行者 那覇市  
代表者 那覇市長 翁長 雄志

1 保留地の位置、地積及び処分価格

小禄南土地区画整理地区内

墓地20画地

番号	画地番号	面積(m <sup>2</sup> .坪)	価格(円)
墓地	4-1 街区11-1	73.54 (22.2坪)	7,868,000
墓地	4-1 街区 11-2	65.77 (19.8坪)	6,748,000
墓地	4-1 街区 12	69.80 (21.1坪)	8,236,000
墓地	4-1 街区 15-1	28.53 ( 8.6坪)	3,449,000
墓地	4-1 街区 15-2	28.53 ( 8.6坪)	3,449,000
墓地	4-1 街区 15-3	36.65 (11.0坪)	4,365,000
墓地	4-1 街区 15-4	32.64 ( 9.8坪)	4,008,000
墓地	4-1 街区 15-5	38.12 (11.5坪)	4,540,000
墓地	4-1 街区 15-6	30.54 ( 9.2坪)	3,735,000
墓地	4-1 街区 15-7	26.98 ( 8.1坪)	3,110,000
墓地	4-1 街区 15-8	28.78 ( 8.7坪)	3,280,000
墓地	4-1 街区 15-9	29.09 ( 8.7坪)	3,281,000
墓地	4-街区 15-10	46.77 (14.1坪)	5,023,000
墓地	4-街区 15-11	36.26 (10.9坪)	4,003,000
墓地	4-街区 15-12	56.15 (16.9坪)	5,811,000
墓地	4-街区 15-13	64.14 (19.4坪)	6,683,000

墓地	4-街区 15-14	38.02 (11.5坪)	4,147,000
墓地	4-街区 15-15	37.89 (11.4坪)	4,160,000
墓地	4-街区 15-16	35.89 (10.8坪)	4,012,000
墓地	4-街区 15-17	29.56 ( 8.9坪)	3,310,000

宅地6画地

番号	画地番号	面積(㎡.坪)	価格(円)
保留地	4-街区19-3	194.17 (58.7坪)	22,737,000
保留地	53街区2	264.38 (79.9坪)	25,010,000
保留地	55街区11	354.72(107.3坪)	30,470,000
保留地	51街区3	302.94 (91.6坪)	34,080,000
保留地	57街区8-1	173.00 (52.3坪)	17,490,000
保留地	57街区8-2	173.03 (52.3坪)	18,133,000

2 資格

次の各号のいずれかに該当する者は、抽選に参加することができない。

- (1)未成年者、成年被後見人又は被保佐人並びに破産者で復権を得ない者。
- (2)保留地の抽選日において、本市内に住所を有する期間が3か月未満の者。  
ただし、当該区画整理事業に係る権利者を除く。
- (3)過去10年間に本市から保留地を買い受けた者。

3 抽選の日時及び場所

- (1)日時 平成15年8月4日(月)午後2時から
- (2)場所 小禄南区画整理事務所(小禄支所2階)  
那覇市字宇栄原1035番地 電話 858-9112

4 抽選参加申込みの受付期間及び場所

- (1)日時 平成15年7月18日(金)午前8時30分から  
平成15年7月31日(木)午後5時まで  
(土曜、日曜可)
- (2)場所 小禄南区画整理事務所(小禄支所2階)  
那覇市字宇栄原1035番地 電話 858-9112

5 その他

- (1)抽選参加申込みは、1世帯又は1法人につき1画地とする。
- (2)その他詳細については、小禄南区画整理事務所で配布する案内書に掲載する。  
受付期間内に申込みのない宅地については、2資格(2)及び(3)に該当する方も処分の対象といたします。

小禄南地区土地区画整理事業

保留地位置図

S = 1 / 6,000



# 墓地保留地 ( 4 - 1 街区 )



那 霸 市 公 告 第 4 6 号

平成15年7月15日

全国市有物件災害共済会の事業経営状況について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の2第3項の規定に基づき、  
社団法人全国市有物件災害共済会の平成14年度事業経営状況を、次のように公表  
する。

那 霸 市 長 翁 長 雄 志

平成14年度事業経営状況

1	平成14年度末現在会員市数	675	市
2	建物総合損害共済		
	受託市数	675	市
	共済責任額	48,080,376,576,000	円
	分担金収入	6,025,264,579	円
	支払共済金	2,474,652,582	円
3	自動車損害共済		
	受託市数	660	市
	分担金収入	2,501,331,880	円
	支払共済金	1,679,406,081	円
4	正味財産の増減		
	増加		
	実質収納分担金収入等共済事業収入	8,563,245,115	円
	利子収入等	554,882,937	円
	会館収益金繰入	3,001,516,874	円
	その他	12,336,170	円
	計	12,131,981,096	円
	減少		
	災害共済金等共済事業費	4,326,807,825	円
	共済事業外経費および管理費等	4,082,530,711	円
	減価償却額および繰入額等	2,248,662,154	円
	計	10,658,000,690	円
	当期正味財産増加額	1,473,980,406	円
5	準備積立金の平成14年度末現在高の状況は、次のとおりであります。		
	準備積立金の前年度繰越額	58,708,561,523	円
	平成14年度積立額	1,473,980,406	円
	平成14年度末現在準備積立金	60,182,541,929	円

## 水 道 局 規 程

### 那覇市水道局規程第14号

平成15年6月5日

公 布 済

那覇市水道局契約事務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市水道事業管理者  
水道局長 高 嶺 晃

### 那覇市水道局契約事務規程の一部を改正する規程

那覇市水道局契約事務規程（1967年水道局規程第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項を次のように改める。

管理者は、一般競争入札に付する事項に関する仕様書、設計書等に基づき、当該契約の目的となる物件又は役務についての取引の実例、価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して予定価格を定めるものとする。

第6条第3項を次のように改める。

- 3 一般競争入札を行う場合においては、予定価格を記載した予定価格調書を封書にし、開札の際にこれを開札場所に置かなければならない。

第6条に次の1項を加える。

- 4 管理者は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、予定価格を当該一般競争入札の執行前に公表することができる。

第12条の次に次の1条を加える。

（再度入札）

第12条の2 落札者が決定しない場合においては、再度入札を行うものとし、その回数は2回までとする。ただし、第6条第4項の規定により予定価格を公表する入札については、この限りでない。

第21条の2中「第6条第2項及び第3項」を「第6条第1項及び第2項」に改める。

### 付 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 教育委員会告示

那覇市教育委員会告示第11号

平成15年6月24日

公 布 済

社会教育優良団体及び功労者の表彰要綱の一部を改正する要綱をここに定める。

那覇市教育委員会  
教育長 仲田美加子

### 社会教育優良団体及び功労者の表彰要綱の一部を改正する要綱

社会教育優良団体及び功労者の表彰要綱(昭和61年教育長決裁)の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを(表彰の方法)に改め、同条に次のただし書を加える。  
ただし、教育長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。  
第5条に次の1項を加える。

- 2 表彰は、表彰状又は感謝状を授与して行う。  
第6条を削り、第7条を第6条とする。

### 付 則

この要綱は、平成15年6月24日から施行する。

## 選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第17号

平成15年7月2日

掲 示 済

### 選挙人名簿登録の抹消について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定に基づき、次のとおり選挙人名簿より登録を抹消した。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 大城勝夫

- 1 登録抹消者 上地 紋子 他740名
- 2 登録抹消者リスト 別紙略
- 3 登録抹消条件 平成15年1月1日から同年1月31日までに転出した者  
及び職権消除された者
- 4 登録抹消者数 741名(内訳 男 425名 女 316名)